

令和7年度学生支援事業（サポートプラン）報告 NO1

細事業名	決算額（円）	実績概要
①就職対策（教採セミナー）等補助費 （予算執行方法） 平成20年教職支援室設立以来、大学の教職支援特任教員2名の企画・運営・指導の下、連携協議し補助を実施。	2,275,414	【対予算執行率】 114% 【対会費率】 32% 【決算内訳概要】 ①面接指導謝金167万円②教職相談謝金24万円③幼教セミナー謝金11万円④セミナーオリエンテーション、模擬試験指導経費8万円⑤セミナー教材 5万円⑥講師による教採結果検討会等10万円⑦講師用飲み物（お茶）2万円 【セミナー実績】 延べ実施回数 約180回、延べ受講者数約4500人 【教職相談】 約220件 【教員採用試験受験者数】 133人 【合格者数】 110人（対前年比 33人増） 合格率82.7% 【課題】 学生の面接指導受講要望が多くあり、予算的に十分に答えきれていない。
②体験学修活動補助金 （予算執行方法） 体験学修委員会と協議し実施。	52,500	【対予算執行率】 18% 【補助対象人数】 9人（1年8人、3年1人） 【補助対象内容】 テーマ別体験学修校までの交通費及び宿泊費（19,480～400円） 【課題】 今後の実施拡大に際して必要性は増大する見込み。
③教育実習等学外活動補助 （予算執行方法） 教育実習等指導委員会と協議し実施。	1,632,105	【対予算執行率】 163% 【補助対象】 実習校で実習生が使用するiPad及び周辺機器整備 【使用学生数】 143人（3年及び4年） 【学生の反応】（附属中事後アンケートから引用） 「便利だった」24%、「どちらかというと便利」10%、「どちらかというと便利でなかった」0%、「便利でなかった」1% 【課題】 実習校までの交通費等の補助要望が数件あった。実習生個人への補助をどの程度行うか検討を要する。
④卒業研究等補助 （予算執行方法） 9月に学生後援会事務局から4年生にメール等で複数回広報し申請を受付、審査の上補助決定。並行して教員にも周知。	900,000	【対予算執行率】 50% 【補助対象学生】 4年生33人 【補助申請理由】 参考文献等購入 14人、制作材料費 10人、研究交通費 9人 【補助額】 3万円25人、2万円～3万円4人、1万円～2万円4人 【課題】 ・広報は4年生にメールで2回行ったが申請者数が少なかった。初年度で補助の有効性が浸透していなかった。広報等の検討を要する。 ・分野領域によっては、現在の上限以上の補助額を要する申請があった。

NO 2

事業名	決算額（円）	実績概要
⑤突発的困窮時支援費	410,000	【対予算執行率】205% 【補助学生数】41人（1年4人、2年11人、3年17人、4年9人） 【補助申請理由】海外研修 3人、パソコン修理 1人 制作材料費 2人、クラブ活動 8人、教採準備 7人 ボランティア活動交通費 5人、卒業研究（3年）8人 新学期準備 5人、集中講義旅費 2人 （予算執行方法）6月全学生にメール及びポスターで広報。学生と接する機会に口頭で説明。事務局で申請受付。8年2月に年度末支援として全学生に2回メールで広報、申請受付。 【課題】当初、事業名称故に申請をためらう学生もいたが、趣旨を説明し次第に申請が増加。年度末、全体事業予算に余裕があったため「春休みの活動及び年度末支援」の名目で再募集を行った。「安易な補助」、「バラマキ補助」、学生の「モラルハザード」の回避に十分留意し、補助内容・広報及びそのタイミング・審査等慎重に行う必要がある。また、事業名の工夫も重要である。

【総括】

事業初年度で手探り状態での事業実施となった。限られた貴重な会員からの財源をより支援が必要な学生及び局面に投入できるよう事業実施しなければならない。そのためには学部当局と常に密接な連携を図るとともに、支援に対する学生の意識を的確に把握し、実態に即した予算執行を行うことが求められる。

（１）対予算執行率 99.4% （5,270,019円／5,300,000円）

（２）会費収入に対する執行率 73.4% （5,270,019円／7,180,000円）

本会の活動目的を最も具現化する本事業では会費収入に対する執行比率を高める努力が必要であり、一般的に言われる適正事務費比率30%を除く70%を超えてより高い比率実現に向けた取り組みが重要である。

（３）補助対象学生数 延べ 359人（各事業で支援を受けた学生数合計）

会員数は令和7年度667人であり、概数で約半数が本事業を活用したこととなる。学年別で3・4年が多く、1年の割合は低い。これは各事業内容が反映されたものである。

今後学部の体験学修の取組みの充実に即して1年生の割合の増加も見込まれる。

支援を「より薄く広く」又は「どこまでの濃淡が許容されるのか」、学部の指導方針と照らし合わせ、会としての基本的合意形成を行う必要がある。

